

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 都道府県高齢者居住安定確保計画等（第二条）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 都道府県高齢者居住安定確保計画等</p> <p>（法第四条第四項の国土交通省令で定める基準）</p> <p>第二条 法第四条第四項（法第四条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（規模及び設備の基準）</p> <p>第三条 法第四十五条第一項第一号の国土交通省令で定める規模及び設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 各戸が床面積（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。第十七条第一号及び第三十三条第一号において同じ。）二十五平方メートル（居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合（以下「共同利用の場合」という。）にあつては、十八平方メートル）以上であること。ただし、賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合（賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合）（賃貸住宅の所在する市町村が</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 高齢者居住安定確保計画（第二条）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 高齢者居住安定確保計画</p> <p>（法第四条第三項の国土交通省令で定める基準）</p> <p>第二条 法第四条第三項の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（規模及び設備の基準）</p> <p>第三条 法第四十五条第一項第一号の国土交通省令で定める規模及び設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 各戸が床面積（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。第十七条第一号及び第三十三条第一号において同じ。）二十五平方メートル（居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合（以下「共同利用の場合」という。）にあつては、十八平方メートル）以上であること。ただし、賃貸住宅の所在する都道府県が高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあっては、その規模とすることができる。</p>

市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く。) にあってはその規模とすることができる。

二 (略)

(規模並びに構造及び設備の基準)

第十七条 法第四十九条第一項第二号の国土交通省令で定める規模並びに構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 各戸が床面積二十五平方メートル(共同利用の場合にあつては、十八平方メートル)以上であること。ただし、賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあつてはその規模、賃貸住宅の所在する都道府県が都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定める場合(賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く。) にあつてはその規模とすることができる。

二・三 (略)

(事業認可申請書の記載事項)

第三十一条 法第五十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

- 二 事業が基本方針(当該事業が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあつては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、当該事業が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。) 内のものである場合にあつては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画) に照らして適切なものである旨

(規模及び設備の基準)

第三十三条 法第五十四条第一号イの国土交通省令で定める規模及び設備の基準は、次のとおりとする。

二 (略)

(規模並びに構造及び設備の基準)

第十七条 法第四十九条第一項第二号の国土交通省令で定める規模並びに構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 各戸が床面積二十五平方メートル(共同利用の場合にあつては、十八平方メートル)以上であること。ただし、賃貸住宅の所在する都道府県が高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあつては、その規模とすることができる。

二・三 (略)

(事業認可申請書の記載事項)

第三十一条 法第五十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

- 二 事業が基本方針(当該事業が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内のものである場合にあつては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画) に照らして適切なものである旨

(規模及び設備の基準)

第三十三条 法第五十四条第一号イの国土交通省令で定める規模及び設備の基準は、次のとおりとする。

一 各戸が床面積二十五平方メートル（共同利用の場合にあつては、十八平方メートル）以上であること。ただし、市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあつてはその規模、都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定める場合（市町村高齢者居住安定確保計画が定められている場合を除く。）にあつてはその規模とすることができる。

二（略）

一 各戸が床面積二十五平方メートル（共同利用の場合にあつては、十八平方メートル）以上であること。ただし、高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあつては、その規模とすることができる。

二（略）